

# 「温室効果ガス削減アクションプログラム」の 令和2年度におけるとりまとめ結果について

市域の温室効果ガス排出量の約 6 割を占める事業活動からの排出を削減するため、「仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づき、事業者と市が協働し計画的な温室効果ガス排出削減を目指す「温室効果ガス削減アクションプログラム」を令和 2 年 4 月から開始し、提出された計画書の概要について、令和 3 年 3 月に本市ホームページで公表している。

令和2年度に提出された第一計画期間(令和2~4年度)における「事業者温室効果ガス削減計画書」 (以下「計画書」という。)のとりまとめ結果については以下のとおり。

#### 1. 温室効果ガス削減量

## (1) 特定事業者

- 制度参加の義務がある特定事業者については、全91事業所から計画書の提出があり、温室効果ガス排出量を集計した結果、第一計画期間における削減量(計画値)は表1のとおり。
- 事業者全体の目標年度排出量(令和4年度)は約223.4万トンで、基準年度(令和元年度)から約6.0万トン(2.6%)削減する計画となっている。
- 部門別としては産業部門で約 4.1 万トン (2.4%)、業務部門で約 1.6 万トン (3.3%)、運輸部 門で約 0.3 万トン (3.8%) 削減する計画となっている。

#### 表 1 特定事業者による第一計画期間(令和2~4年度)の温室効果ガス削減量(計画値)

	部 門	事業所数	温室効果ガス排出量		温室効果ガス削減量・率	
			基準年度排出量 (万 t-C02) (令和元年度) (A)	目標年度排出量 (万 t-C02) (令和 4 年度) (B)	削減量 (万 t-C02) (A-B)	削減率 (基準年度比) (%)
	合 計	91	229. 4	223. 4	6. 0	2.6
	産業	28	173. 1	169. 0	4. 1	2. 4
	業務	48	49. 4	47.8	1.6	3. 3
	運輸	15	6.8	6. 6	0.3	3.8

※各排出量の小数点第2位を四捨五入しているため、合計値及び削減率については表中から 計算される数値と合わない場合がある。

## (2) 一般事業者

- 任意提出となる一般事業者については29事業所から計画書の提出があり、温室効果ガス排出量を集計した結果、第一計画期間における削減量(計画値)は表2のとおり。
- 事業者全体の目標年度排出量(令和4年度)は約1.18万トンで、基準年度(令和元年度)から約0.07万トン(5.7%)削減する計画となっている。

表 2 一般事業者による第一計画期間(令和2~4年度)の温室効果ガス削減量(計画値)

	部門	事業所数	温室効果ガス排出量		温室効果ガス削減量・率	
			基準年度排出量 (万 t-C02) (令和元年度) (A)	目標年度排出量 (万 t-C02) (令和 4 年度) (B)	削減量 (万 t-C02) (A-B)	削減率 (基準年度比) (%)
	合 計	29	1. 25	1. 18	0. 07	5. 7
	産業	10	0. 46	0. 43	0. 03	6. 0
	業務	16	0. 59	0. 56	0.03	5. 6
	運輸	3	0. 21	0. 2	0.01	5. 3

<sup>※</sup>各排出量の小数点第3位を四捨五入しているため、合計値及び削減率については表中から 計算される数値と合わない場合がある。

#### 2. 計画書における削減の取組内容

提出された計画書における部門別の主な取組内容は、次のとおり。

#### 【産業部門】

- 照明設備、生産設備(ボイラー、電動機等)の高効率機器への更新
- 生産設備の効率的な運用の徹底(燃焼効率や蒸気圧力の最適化等)
- 工程の短縮化や未使用設備の停廃止等

#### 【業務部門】

- 照明設備、空調設備の高効率機器への更新
- 空調温度設定等の適切な管理
- エネルギー使用量の見える化による業務プロセス等の改善

# 【運輸部門】

- 環境性能に優れた車両の導入
- エコドライブの推進による燃費改善

※公表している計画書の記載例については【別添資料】を参照。

## 3. 今年度の対応及び予定

- 計画書提出事業者のうち80事業所程度に対し、市職員と外部委託専門業者が訪問し、温室効果ガス排出削減につながる助言を行うことにより、さらなる削減に向けた事業者の取り組みを後押しする。
- 本制度に参加する中小企業者向けに省エネ設備等の導入を支援する補助制度を設けているが、 今年度から補助対象に医療法人・社会福祉法人を加えたほか、対象設備に高性能ボイラ・産業用 モータを加えるなどの拡充を行うことで、本制度によるさらなる温室効果ガス排出削減を図る。
- 一般事業者のさらなる参加拡大に向け、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、特にエネルギー使用(温室効果ガス排出量)の多いスーパー・コンビニエンスストアや病院・福祉施設を運営している、医療法人・社会福祉法人などにも参加を呼びかけていく。
- 事業者温室効果ガス削減報告書(令和2年度の排出量実績等を記載)について、令和3年8月 を提出期限とし、12月に報告書の概要をホームページで公表する予定。